

許可不要となる行為の代表例

許可を必要としない行為の代表例は以下のとおりになります。

(1) 公共施設用地

公共施設用地内で行う工事や公共施設用地を新たに造る工事については、**許可不要**となります。

なお、「公共施設用地」とは、盛土規制法施行令第2条及び施行規則第1条に基づき、以下のように規定されています。

道路、公園、河川、砂防施設、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

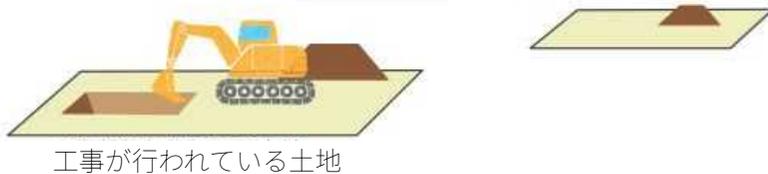
(2) 工事の施行に付随して行われる土石の堆積

工事の施行に付随して行われる土石の堆積※1であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場※2又はその付近※3に堆積するものは**許可不要**となります。

- ※1 当該工事に使用する土石又は当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます
- ※2 工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地であり、当該工事の主任技術者等が安全管理を行う資材仮置き場や現場事務所等も工事の現場と扱います（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む）
- ※3 本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地のことをいいます

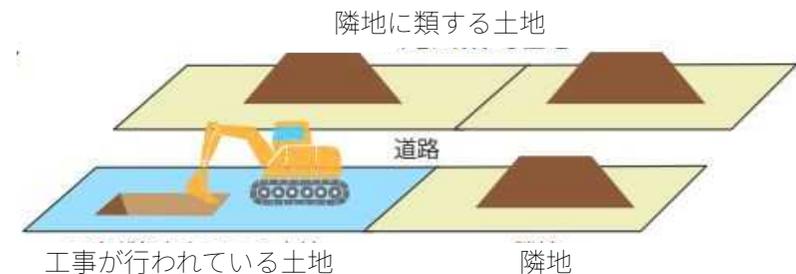
<イメージ図（※2）>

請負契約書や工事契約書に工事現場として位置付けられた土地
(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む)



<注意> 請負契約図書、工事契約その他の書類に記載されていない土地に一定規模の土石を堆積した場合、罰則の対象となります

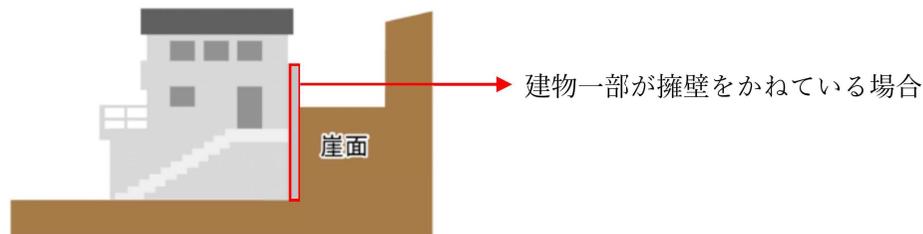
<イメージ図（※3）>



許可を要しない工事②

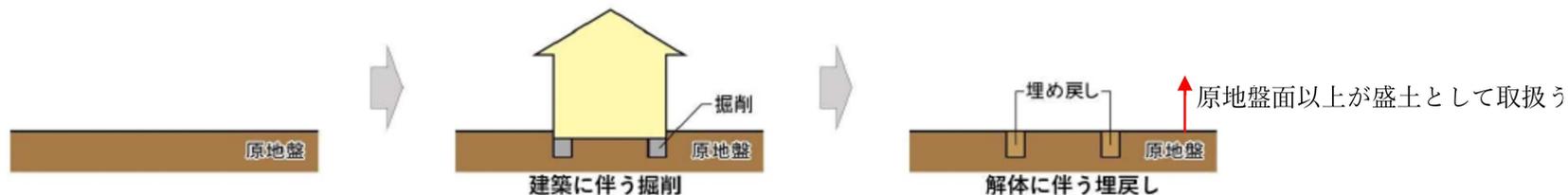
(3) 建物の一部で崖面をおさえる場合

建物の一部で崖面をおさえる場合、許可対象規模を超える造成が発生するときであっても**許可不要**の工事となります。



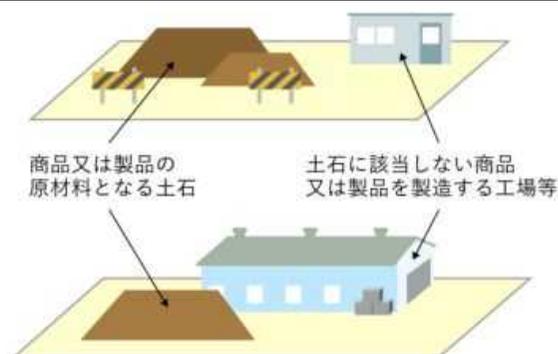
(4) 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

建築物の建築自体と不可分な工事であり、建築に伴う掘削及び解体に伴う埋戻しについては、土地の形質の変更とはみなさないものとします。なお、埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の原地盤高さまでとし、これをを超えるものは盛土として取扱います。



(5) 規制対象とならない土石の堆積

- ・ 試験、検査等のための試料の堆積
- ・ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が**30度**以下のもの
- ・ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積



許可を要しない工事③

(6) 法で災害の発生のおそれがないと認められる工事

盛土規制法に基づき、以下の工事は災害の発生のおそれがないとして許可不要となります。

鉱山保安法に基づく鉱物の採取、鉱業法に基づく鉱物の採取、採石法に基づく岩石の採取、砂利採取法に基づく砂利の採取、土地改良法に基づく土地改良事業、火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等、家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の自己により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は汚染土壌の保管又は処分、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事、国・地方公共団体・一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

(7) 土地利用のために土地の形質の変更を維持する行為

農地及び採草牧草地において行われる通常の営農行為

(通常の生産活動並びにほ場かんりのための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないもの)

(8) みなし許可となる工事

- ・ 法第15条及び第34条に基づく国又は都道府県、指定都市もしくは中核市と札幌市の協議が成立した工事
- ・ 都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事